

平成25年6月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(平成25年度6月補正予算関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成25年6月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁	
第1号	平成25年度鳥取県一般会計補正予算			
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1	
	2 補正予算給与費明細書	財政課	5	
	3 補正予算説明資料	(総括表)		6
		人権局 人権・同和対策課		7
	4 歳入歳出事項別明細書		8	
5 節の明細		10		

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第4号	鳥取県税条例の一部改正について	税務課	11
第12号	鳥取県職員の共済制度に関する条例の廃止について	行財政改革局 福利厚生課	23
第18号	専決処分の承認について (1) 滞納処分取消等請求事件に係る訴えの提起について (平成25年4月12日専決)	税務課	25

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	平成24年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	財政課ほか	26

報告番号	件名	課名等	頁
第10号	議会の委任による専決処分の報告について (1) 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係 条例の整理に関する条例の設定について (平成25年3月23日専決)	財 政 課	27
		福 利 厚 生 課	29
	(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の 決定について (平成25年5月21日専決)	総 務 課	31
第11号	長期継続契約の締結状況について	総 務 課 ほか	32

平成25年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	868,650	14,877	883,527
9 国庫支出金	40,289,071	4,406,735	44,695,806
12 繰入金	25,057,779	773,677	25,831,456
13 繰越金	2,000,000	1,600,291	3,600,291
14 諸収入	11,240,343	55,163	11,295,506
15 県債	45,756,000	2,428,000	48,184,000
歳入合計	330,482,000	9,278,743	339,760,743

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	23,697,581	120,144	23,817,725	49,200		38,288	32,656
3 民生費	42,778,448	120,091	42,898,539	21,538		85,226	13,327
4 衛生費	13,726,902	255,995	13,982,897	22,195		181,155	52,645
5 労働費	4,270,954	302,000	4,572,954			290,000	12,000
6 農林水産業費	27,010,759	946,320	27,957,079	470,112	269,000	17,324	189,884
7 商工費	12,118,531	114,068	12,232,599			4,414	109,654
8 土木費	41,808,094	7,279,370	49,087,464	3,838,797	2,159,000	189,777	1,091,796
9 警察費	16,559,450	750	16,560,200				750
10 教育費	69,730,995	140,005	69,871,000	4,893		31,299	103,813
歳出合計	330,482,000	9,278,743	339,760,743	4,406,735	2,428,000	837,483	1,606,525

歳入

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
2 農林水産業費分担金	90,890	△ 1,500	89,390	1 農地費分担金	△ 1,500	農地防災事業費分担金
計	156,554	△ 1,500	155,054			

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区分	金額 千円	
3 農林水産業費負担金	439,483	2,850	442,333	1 農地費負担金	2,850	土地改良費負担金 3,350 農地防災事業費負担金 △ 500
4 土木費負担金	258,469	13,527	271,996	2 道路橋りょう費負担金	2,625	道路橋りょう新設改良費負担金
				3 河川海岸費負担金	△ 20,835	砂防費負担金
				5 都市計画費負担金	31,737	街路事業費負担金
計	712,096	16,377	728,473			

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 民生費国庫負担金	1,894,843	4,010	1,898,853	2 児童福祉費負担金	4,010	母子福祉費負担金
2 衛生費国庫負担金	41,482	3,992	45,474	1 公衆衛生費負担金	3,992	母子衛生費負担金
計	14,278,216	8,002	14,286,218			

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区分	金額 千円	
1 総務費国庫補助金	1,495,612	49,200	1,544,812	2 企画費補助金	49,200	交通対策費補助金
2 民生費国庫補助金	1,192,351	17,528	1,209,879	2 児童福祉費補助金	16,478	児童福祉総務費補助金
				3 生活保護費補助金	1,050	生活保護総務費補助金
3 衛生費国庫補助金	1,428,192	18,203	1,446,395	3 医薬費補助金	18,203	医療費補助金
5 農林水産業費国庫補助金	4,715,917	470,112	5,186,029	1 農業費補助金	11,886	農業総務費補助金 11,086 農業改良普及費補助金 800
				3 農地費補助金	73,025	土地改良費補助金 70,525 農地防災事業費補助金 2,500
				4 林業費補助金	373,301	林業振興費補助金 80,000 治山費補助金 293,301
				5 水産業費補助金	11,900	漁港建設費補助金
				7 土木費国庫補助金	12,301,353	3,838,797
				3 河川海岸費補助金	54,400	砂防費補助金
				4 港湾費補助金	14,673	港湾建設費補助金
				5 都市計画費補助金	317,797	街路事業費補助金
				6 住宅費補助金	19,855	住宅建設費補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
9 教育費国庫補助金	394,410	4,893	399,303	1 教育総務費補助金	4,098	教育連絡調整費補助金
				5 特殊学校費補助金	795	特別支援学校管理費補助金
計	24,763,405	4,398,733	29,162,138			

12款繰入金

1項特別会計繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
3 中小企業近代化資金 助成事業特別会計 繰入金	46,093	6,234	52,327	1 中小企業近代化資金 助成事業特別会計 繰入金	6,234	
計	491,611	6,234	497,845			

2項基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
9 緊急雇用創出事業 臨時特例基金繰入金	2,720,564	290,000	3,010,564	1 緊急雇用創出事業 臨時特例基金繰入金	290,000	労政総務費充当
11 安心子ども基金繰入金	828,023	79,888	907,911	1 安心子ども基金繰入金	79,888	児童福祉総務費充当 83,956 母子福祉費充当 △ 24,722 私立学校振興費充当 20,654
12 消費者行政活性化 基金繰入金	33,322	24,670	57,992	1 消費者行政活性化 基金繰入金	24,670	消費者支援対策費充当
18 地域医療再生 基金繰入金	2,816,641	155,392	2,972,033	1 地域医療再生 基金繰入金	155,392	医務費充当
20 地域の元気・公共投資 臨時基金繰入金	1,960,299	174,739	2,135,038	1 地域の元気・公共投資 臨時基金繰入金	174,739	環境保全費充当 25,763 道路橋りょう新設改良費充当 32,375 空港費充当 43,801 教育財産管理費充当 28,800 道路橋りょう維持費充当 44,000
21 海岸漂着物対策 基金繰入金	25,669	37,287	62,956	1 海岸漂着物対策 基金繰入金	37,287	河川総務費充当 31,323 漁港管理費充当 5,964
23 智頭鉄道運営助成 基金繰入金	0	5,467	5,467	1 智頭鉄道運営助成 基金繰入金	5,467	交通対策費充当
計	24,566,168	767,443	25,333,611			

13款繰越金

1項繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 繰越金	2,000,000	1,600,291	3,600,291	1 前年度繰越金	1,600,291	
計	2,000,000	1,600,291	3,600,291			

14款諸収入

5項受託事業収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
29 全国農業協同組合連合会 受託事業収入	0	310	310	1 全国農業協同組合連合会 受託事業収入	310	
30 近畿大学受託事業収入	0	1,900	1,900	1 近畿大学受託事業収入	1,900	
31 森林総合研究所 受託事業収入	0	1,500	1,500	1 森林総合研究所 受託事業収入	1,500	
計	3,814,334	3,710	3,818,044			

8項 雑入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	区 分		金額 千円	説 明
7 雑 入	1,433,023	51,453	1,484,476	1 雑 入		51,453	
計	1,776,140	51,453	1,827,593				

15款 県 債

1項 県 債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	区 分		金額 千円	説 明 千円	
4 農 林 水 産 業 債	1,517,000	269,000	1,786,000	1 農 地 債		14,000	土地改良費充当	
				2 林 業 債		243,000	治山費充当	
				3 水 産 業 債		12,000	漁港建設費充当 水産基盤整備事業費充当	10,000 2,000
6 普 通 土 木 債	8,739,000	1,572,000	10,311,000	1 道 路 橋 り よ う 債		1,410,000	道路橋りょう維持費充当 道路橋りょう新設改良費充当	484,000 926,000
				2 河 川 海 岸 債		48,000	砂防費充当	
				4 都 市 計 画 債		94,000	街路事業費充当	
				5 住 宅 債		20,000	住宅建設費充当	
				10 直 轄 事 業 債		3,588,000	587,000	4,175,000
					2 直 轄 河 川 海 岸 事 業 債	232,000	直轄河川事業費充当 直轄海岸保全事業費充当 直轄砂防事業費充当	98,000 18,000 116,000
計	45,756,000	2,428,000	48,184,000					

給 与 費 明 細 書

1 特別職(一般職非常勤を含む)

区分	職員数 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	給 与			計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考
				期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)				
補正後	長等	2	24,684	8,083 2.71		16,877	49,644	5,440	55,084	退職手当
	議員	35		100,753 2.74			405,064		405,064	
	その他の特別職	6,710	4,191,057	2,103 2.71		660	4,200,240	468,936	4,669,176	
	計	6,747	4,495,368	110,939		17,537	4,654,948	474,376	5,129,324	
補正前	長等	2	24,684	8,083 2.71		16,877	49,644	5,440	55,084	退職手当
	議員	35	304,311	100,753 2.74			405,064		405,064	
	その他の特別職	6,690	4,176,814	2,103 2.71		660	4,185,997	466,737	4,652,734	
	計	6,727	4,481,125	110,939		17,537	4,640,705	472,177	5,112,882	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	20	14,243				14,243	2,199	16,442	
	計	20	14,243				14,243	2,199	16,442	

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計) 人権局 人権・同和対策課	490,072	492	490,564			492		
合計	82,433,600	492	82,434,092	0	0	492	0	
<p><説明> 県立人権ひろば21基金造成補助事業(492千円)の実施に伴う補正。</p>								

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

人権・同和対策課 (内線: 7121)

1 目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	一般財源	
(新) 県立人権ひろば21 基金造成補助事業	0	492	492			492		
トータルコスト	0	492	492	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書の審査、補助金支払い、精算事務				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

指名指定管理施設については、指定管理者の選定に関する競争原理が公募による選定の場合のように働いていないと考えられることから、管理委託料に余剰金が生じた場合には、その全額を返納していただき、県はその返納額を上限として、指定管理者が公益事業への活用を目的として設ける基金の造成経費に対して返納額の2分の1を交付することとしている。

平成24年度の管理委託料の余剰額については、県に返納された額のうち、指定管理者から外部への再委託に係る複数年契約導入による請負差額の控除等を行った額の2分の1を、指定管理者に基金造成補助金として交付する。

2 主な事業内容

区 分	金 額	主な内容
平成24年度管理委託料余剰額 (A)	1,037千円	
複数年契約導入による請負差額 (B)	53千円	清掃委託契約
差引(基金造成補助事業) (C) = (A) - (B) × 1/2	492千円	(参考) 平成24年度管理委託料支払額 10,775千円

交付先: 公益社団法人鳥取県人権文化センター(県立人権ひろば21の指名指定管理者)
基金を充当する事業:

- (1) 人権問題についての調査・研究、より有効な啓発手法等の開発を行う調査研究事業
- (2) ワークショップ講座、人権ファシリテータ講座の開催等の研修事業
- (3) 啓発教材の作成・配布・貸出等を行う啓発・情報提供事業
- (4) 人権ひろば21で開催する人権学習会、人権ライブラリーでの書籍の貸出等の人権学習支援事業

平成25年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	3款 民生費								
				うち総務部					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費		
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	373,796	194	373,990	10,890		10,890	10,890		10,890
2 給 料	1,553,382		1,553,382	40,491		40,491	40,491		40,491
3 職員手当等	874,563		874,563	20,405		20,405	20,405		20,405
4 共 済 費	602,382		602,382	16,431		16,431	16,431		16,431
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃 金	1,371		1,371						
8 報 償 費	71,466	3,744	75,210	7,909		7,909	7,909		7,909
9 旅 費	67,678		67,678	5,881		5,881	5,881		5,881
費用弁償	8,501		8,501	416		416	416		416
普通旅費	35,681		35,681	1,552		1,552	1,552		1,552
特別旅費	23,496		23,496	3,913		3,913	3,913		3,913
10 交 際 費									
11 需 用 費	195,265		195,265	4,066		4,066	4,066		4,066
12 役 務 費	94,876		94,876	4,359		4,359	4,359		4,359
13 委 託 料	2,685,582	25,576	2,711,158	42,511		42,511	42,511		42,511
14 使用料及び賃借料	74,655		74,655	2,453		2,453	2,453		2,453
15 工 事 請 負 費	342,802		342,802						
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費	32,330		32,330						
19 負担金、補助及び交付金	33,704,828	90,577	33,795,405	334,676	492	335,168	334,676	492	335,168
20 扶 助 費	1,743,999		1,743,999						
21 貸 付 金	38,278		38,278						
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	317,677		317,677						
26 寄 付 金	1,250		1,250						
27 公 課 費	76		76						
28 繰 出 金	2,192		2,192						
予 備 費									
計	42,778,448	120,091	42,898,539	490,072	492	490,564	490,072	492	490,564
財 国庫支出金	3,151,058	21,538	3,172,596	235,165		235,165	235,165		235,165
源 地 方 債	315,000		315,000						
内 そ の 他	4,377,084	85,226	4,462,310	49	492	541	49	492	541
訳 一 般 財 源	34,935,306	13,327	34,948,633	254,858		254,858	254,858		254,858

平成25年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	3款 民生費			総 務 部 合 計		
	うち総務部					
	1項 社会福祉費			補正前	補正額	補正後
	1目 社会福祉総務費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	10,890		10,890	211,882		211,882
2 給 料	40,491		40,491	1,791,564		1,791,564
3 職員手当等	20,405		20,405	3,786,559		3,786,559
4 共 済 費	16,431		16,431	689,010		689,010
5 災 害 補 償 費				500		500
6 恩給及び退職年金				28,690		28,690
7 賃 金				27,343		27,343
8 報 償 費	7,909		7,909	173,432		173,432
9 旅 費	5,881		5,881	119,928		119,928
費用弁償	416		416	4,139		4,139
普通旅費	1,552		1,552	99,798		99,798
特別旅費	3,913		3,913	15,991		15,991
10 交 際 費				3,650		3,650
11 需 用 費	4,066		4,066	330,378		330,378
12 役 務 費	4,359		4,359	173,800		173,800
13 委 託 料	42,511		42,511	934,693		934,693
14 使用料及び賃借料	2,453		2,453	181,527		181,527
15 工 事 請 負 費				219,875		219,875
16 原 材 料 費						
17 公有財産購入費						
18 備 品 購 入 費				12,134		12,134
19 負担金、補助及び交付金	334,676	492	335,168	8,038,353	492	8,038,845
20 扶 助 費						
21 貸 付 金						
22 補償、補填及び賠償金				2,000		2,000
23 償還金、利子及び割引料				5,637,196		5,637,196
24 投資及び出資金						
25 積 立 金				148,568		148,568
26 寄 付 金						
27 公 課 費						
28 繰 出 金				59,772,518		59,772,518
予 備 費				150,000		150,000
計	490,072	492	490,564	82,433,600	492	82,434,092
財 源						
国庫支出金	235,165		235,165	235,349		235,349
地方債				18,000		18,000
内 其 他	49	492	541	8,752,698	492	8,753,190
一 般 財 源	254,858		254,858	73,427,553		73,427,553

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
3款 民生費	
1項 社会福祉費	
1目 社会福祉総務費	
負担金、補助 及び交付金	県立人権ひろば21基金造成事業補助金
	492

条例名等

鳥取県税条例の一部改正について

提出理由及び概要

1 提出理由

平成25年度税制改正に係る次の事項を主な内容とする地方税法の一部を改正する法律が、本年3月29日に可決成立したことに伴い、所要の改正を行う。

- (1) 延滞金の割合の見直し
- (2) 個人県民税における住宅借入金等特別税額控除の拡充
- (3) 金融・証券税制の見直し

2 概要

(1) 延滞金の割合の見直し

現在の低金利の状況を踏まえ、事業者等の負担を軽減する観点から、延滞金の割合の特例を次のとおり見直す。

	本 則	現行の特例 (旧 公定歩 合+4%)	特例の見直し (14.6%については、 特例の創設)	【参考】 (貸出約定平均金利の 年平均が1%の場合)
延 滞 金	14.6%	-	特例基準割合*+7.3%	9.3%
納 期 限 後 1 月 以 内	7.3%	4.3%	特例基準割合+1%	3.0%
徴収の猶予 等の場合	7.3%	4.3%	特例基準割合	2.0%

*特例基準割合=貸出約定平均金利+1%

*上記「貸出約定平均金利」は、日本銀行が公表する前々年10月～前年9月における「国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)」の平均

(2) 個人県民税における住宅借入金等特別税額控除の拡充

現行の住宅借入金等特別税額控除の制度(所得税から控除しきれなかった額を一定の範囲内で個人住民税からも控除)を平成29年末まで4年間延長し、平成26年4月1日以降に住宅を取得した場合の各年の控除限度額を引き上げる。(この措置による平成27年度以降の減収分は全額国費で補てん)

居 住 年	改 正		
	現 行	平成26年1月～ 3月(暫行法の延長)	平成26年4月～ 平成29年12月
住民税控除限度額	9.75万円 (3.9万円)	9.75万円 (3.9万円)	13.65万円 (5.46万円)
【参考】 所得税控除限度額	20万円	20万円	40万円

*住民税控除限度額の()の額は、うち個人県民税に係る控除限度額

(3) 金融・証券税制の見直し

- ア 配当割及び株式等譲渡所得割の税率を5%から3%に軽減する特例措置を廃止する。
- イ 金融商品に係る損益通算範囲を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式を変更する。
- ウ 法人に係る利子割を廃止するとともに、法人県民税から利子割額を控除する制度も併せて廃止する。
(法人課税においては、課税所得に利子所得も含まれていることから、これまで採られていた法人県民税で調整する仕組みを不要とする改正。)

3 施行期日等

- (1) 施行期日は、平成26年1月1日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日とする。
 - ア 2の(2)に関する事項 平成27年1月1日
 - イ 2の(3)のイ及びウに関する事項 平成28年1月1日
- (2) 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県税条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前																	
<p>(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>		<p>(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>																	
<table border="1"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>(3) 法人の事業税</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項又は第72条の29第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の規定による申告納付に係る税額</td> </tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> </table>		略		(3) 法人の事業税	略	オ	法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項又は第72条の29第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の規定による申告納付に係る税額	略		<table border="1"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>(3) 法人の事業税</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の規定による申告納付に係る税額</td> </tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> </table>		略		(3) 法人の事業税	略	オ	法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の規定による申告納付に係る税額	略	
略																			
(3) 法人の事業税	略																		
オ	法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項又は第72条の29第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の規定による申告納付に係る税額																		
略																			
略																			
(3) 法人の事業税	略																		
オ	法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の規定による申告納付に係る税額																		
略																			
2～5 略		2～5 略																	
<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第10条 当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中の延滞金に係る次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第10条 当分の間、前条第1項及び第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切</p>																	

前条第1項	年14.6パーセントの割合	次条に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合
	税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は年7.3パーセント	税額（同表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額を除く。）にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間については当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントを超えるときは、年7.3パーセントの割合）とし、同表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間については当該特例基準割合
前条第2項	年14.6パーセント	次条に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合
	年7.3パーセント)の割合	当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントを超えるときは、年7.3パーセントの割合）

(所得割の課税標準)

第22条 略

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額とは、法第32条第2項から第15項まで及び同条第16項の施行令の規定によって算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

り捨てる。)とする。

(所得割の課税標準)

第22条 略

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額とは、法第32条第2項の規定によって算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

(住宅借入金等特別控除)

第24条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第1項に規定する道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。)において、前項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項(同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(寄附金税額控除)

第24条の4 所得割の納税義務者が、前年中に法第37条の2第1項各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に同条第2項(法附則第5条の5第1項又は附則第5条の6第1項において読み替えて適用する場合を含む。))に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第24条及び第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 略

(住宅借入金等特別控除)

第24条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第1項の規定による金額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。)において、前項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項の規定による金額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(寄附金税額控除)

第24条の4 所得割の納税義務者が、前年中に法第37条の2第1項各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に同条第2項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第24条及び第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 略

(株式等に係る配当所得等に対する所得割の税率)

第26条 租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得について法附則第33条の2第1項の規定の適用がある場合には、当該配当所得に対する所得割の額は、第24条の規定にかかわらず、同項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額に100分の2を乗じて得た金額とする。

2 租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等について法附則第35条の2第1項の規定の適用がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等に対する所得割の額は、第24条の規定にかかわらず、同項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額に100分の2を乗じて得た金額とする。

第53条の4 削除

第53条の12 削除

第26条 削除

(配当割の税率の特例)

第53条の4 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等(租税特別措置法第4条の2第9項又は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る配当割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき法附則第33条の2第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する所得割の額は、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2に相当する額とする。

(株式等譲渡所得割の税率の特例)

第53条の12 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等

の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、法附則第35条の2第1項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号。以下この項において「改正法」という。）附則第3条第22項の施行令で定めるところにより計算した金額に対して課する所得割の額は、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（改正法附則第3条第19項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。）の100分の1.2に相当する金額とする。

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事権限の委任)</p> <p>第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和29年鳥取県条例第27号）に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する県税事務所に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第58条第4項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に有する法人の法人税額又は個別帰属法人税額（<u>第20条第13号に規定する個別帰属法人税額をいう。</u>第9条において同じ。）の分割の基準となる従業者数の修正の請求に関する事項</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(課税地)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、</p>	<p>(知事権限の委任)</p> <p>第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和29年鳥取県条例第27号）に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する県税事務所に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第58条第4項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に有する法人の法人税額又は個別帰属法人税額（<u>第20条第12号に規定する個別帰属法人税額をいう。</u>第9条において同じ。）の分割の基準となる従業者数の修正の請求に関する事項</p> <p>(3) <u>法第65条の2の規定による控除した利子割額に相当する金額の請求等に関する事項</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(課税地)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、</p>

それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を所管する県税事務所において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
利子等（第20条第7号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（第20条第15号に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するものうち主たるものの所在地
略	
特定株式等譲渡所得金額（第20条第10号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税	県庁の所在地
略	

2 略

(用語)

第20条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) 略

(9) 特定株式等譲渡対価等 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡対価等をいう。

(10) 特定株式等譲渡所得金額 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(県民税の納税義務者等)

第21条 県民税は、次の表の左欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の右欄に定める額によって課する。

略	
(5) 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける個人	略
略	
(7) 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等	略

それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を所管する県税事務所において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
利子等（第20条第7号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（第20条第14号に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するものうち主たるものの所在地
略	
特定株式等譲渡所得金額（第20条第9号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税	県庁の所在地
略	

2 略

(用語)

第20条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) 略

(9) 特定株式等譲渡所得金額 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(県民税の納税義務者等)

第21条 県民税は、次の表の左欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の右欄に定める額によって課する。

略	
(5) 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける者	略
略	
(7) 法第24条第1項第7号に規定する選択口座（以下この節において「選択	略

の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの

口座」という。)に係る同号に規定する特定口座内保管上場株式等(以下この節において「特定口座内保管上場株式等」という。)の同号に規定する譲渡(以下この節において「譲渡」という。)の対価又は当該選択口座において処理された同号に規定する上場株式等(以下この節において「上場株式等」という。)の同号に規定する信用取引等(以下この節において「信用取引等」という。)に係る同号に規定する差金決済(以下この節において「差金決済」という。)に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの

2～7 略

2～7 略

(株式等に係る配当所得等に対する所得割の税率)

(株式等に係る配当所得等に対する所得割の税率)

第26条 租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得について法附則第33条の2第1項の規定の適用がある場合には、当該利子所得及び配当所得に対する所得割の額は、第24条の規定にかかわらず、同項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額に100分の2を乗じて得た金額とする。

第26条 租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得について法附則第33条の2第1項の規定の適用がある場合には、当該配当所得に対する所得割の額は、第24条の規定にかかわらず、同項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額に100分の2を乗じて得た金額とする。

2 租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等について法附則第35条の2第1項の規定の適用がある場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等に対する所得割の額は、第24条の規定にかかわらず、同項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額に100分の2を乗じて得た金額とする。

2 租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等について法附則第35条の2第1項の規定の適用がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等に対する所得割の額は、第24条の規定にかかわらず、同項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額に100分の2を乗じて得た金額とする。

3 租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等について法附則第35条の2の2第1項の規定の適用がある場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等に対する所得割の額は、第24条の規定にかかわらず、同項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に100分の2を乗じて得た金額とする。

(配当割の特別徴収義務者)

(配当割の特別徴収義務者)

第53条の6 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者(当該

第53条の6 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者(当該

特定配当等が法第71条の29に規定する国外特定配当等（次条において「国外特定配当等」という。）、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」という。）又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次条において「償還金に係る差益金額」という。）である場合にあっては、その支払を取り扱う者）とする。

（配当割の申告納入）

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、法第71条の31第2項の総務省令で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。この場合において、知事に提出すべき納入申告書には、同項の総務省令で定める計算書を添付しなければならない。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る特別徴収の特例）

第53条の7の2 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座が開設されている第53条の6の特別徴収義務者が、法附則第35条の2の5第1項の規定の適用を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等につき、前条の規定に基づき配当割を徴収する場合における第21条第1項第6号、第53条の6及び前条の規定の適用については、第21条第1項第6号及び第53条の6の規定中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」と、前条中「属する月の翌月10日」とあるのは「属する年の翌年の1月10日（法附則第35条の2の5第2項の規定により読み替えて適用する法第71条の31第2項の施行令で定める場合にあっては、当該施行令で定める日）」とする。

特定配当等が法第71条の29に規定する国外特定配当等（次条において「国外特定配当等」という。）又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」という。）である場合にあっては、その支払を取り扱う者）とする。

（配当割の申告納入）

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等又は上場株式等の配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等又は上場株式等の配当等の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、法第71条の31第2項の総務省令で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。この場合において、知事に提出すべき納入申告書には、同項の総務省令で定める計算書を添付しなければならない。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び特別徴収の特例）

第53条の7の2 所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、法附則第35条の2の5第1項の施行令で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下この条において「源泉徴収選択口座」という。）が開設されている第53条の6の特別徴収義務者が、源泉徴収選択口座内配当等に

つき、前条の規定に基づき配当割を徴収する場合における第21条第1項第6号、第53条の6及び前条の規定の適用については、第21条第1項第6号及び第53条の6の規定中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」と、前条中「属する月の翌月10日」とあるのは「属する年の翌年の1月10日（法附則第35条の2の5第2項の規定により読み替えて適用する法第71条の31第2項の施行令で定める場合にあつては、当該施行令で定める日）」とする。

3 前項の特別徴収義務者が配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座につき次の各号に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき配当割の額は、法附則第35条の2第3項の施行令で定めるところにより、その年中に交付をした源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から当該各号に掲げる金額の合計額を控除した残額を当該源泉徴収選択口座内配当等に係る特定配当等の額とみなして第53条の3の規定を適用して計算した金額とする。

(1) その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る法附則第35条の2の4第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として法附則第35条の2の5第3項第1号の施行令で定める金額

(2) その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された差金決済に係る信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき法附則第35条の2の4第2項の規定により計算された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として法附則第35条の2の5第3項第2号の施行令で定める金額

4 前項の場合において、当該配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について、その年中に同項の特別徴収義務者が当該源泉徴収選択口座内配当等の交付の際に第53条の7の規定により既に徴収した配当割の額が前項の規定を適用して計算した配当割の額を超えるときは、当該特別徴収義務者は、当該納税義務者に対し、当該超える

<p>(株式等譲渡所得割の課税標準) 第53条の10 略</p> <p>(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者) 第53条の14 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、<u>法第23条第1項第16号に規定する選択口座が開設されている法第71条の51第1項に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするものとする。</u></p> <p>(株式等譲渡所得割の申告納入) 第53条の15 前条の特別徴収義務者は、<u>特定株式等譲渡対価等の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年の1月10日（法第71条の51第2項の施行令で定める場合にあつては、同項の施行令で定める日）までに、同項の総務省令で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。この場合において、知事に提出すべき納入申告書には、同項の総務省令で定める計算書を添付しなければならない。</u></p>	<p><u>部分の金額に相当する配当割を還付しなければならない。</u></p> <p>(株式等譲渡所得割の課税標準) 第53条の10 略</p> <p><u>2 前項の特定株式等譲渡所得金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定する。</u></p> <p>(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者) 第53条の14 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、<u>選択口座が開設されている法第71条の51第1項に規定する金融商品取引業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。</u></p> <p>(株式等譲渡所得割の申告納入) 第53条の15 前条の特別徴収義務者は、<u>当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益（以下この項において「当該譲渡の対価等」という。）に相当する金額の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年の1月10日（法第71条の51第2項の施行令で定める場合にあつては、同項の施行令で定める日）までに、同項の総務省令で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。この場合において、知事に提出すべき納入申告書には、同項の総務省令で定める計算書を添付しなければならない。</u></p>
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中鳥取県税条例第24条の3第2項の改正規定 平成27年1月1日
- (2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条第1項から第3項までの規定 平成28年1月

1日

(3) 第2条中鳥取県税条例第26条の改正規定及び附則第4条第4項の規定 平成29年1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第10条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(県民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成25年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 平成26年度分の個人の県民税に対する新条例第26条の規定の適用については、同条中「100分の2」とあるのは、「100分の1.2」とする。

3 第1条の規定による改正前の鳥取県税条例（以下「旧条例」という。）第53条の4第1項の規定は、平成25年12月31日以前に支払を受けるべき旧条例第20条第8号に規定する特定配当等については、なおその効力を有する。

4 旧条例第53条の12第1項の規定は、平成25年12月31日以前に行われた同項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた旧条例第20条第9号に規定する特定株式等譲渡所得金額については、なおその効力を有する。

第4条 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「28年新条例」という。）の規定中28年新条例第20条第7号に規定する利子等に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき同号に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき第2条の規定による改正前の鳥取県税条例（以下「28年旧条例」という。）第20条第7号に規定する利子等については、なお従前の例による。

2 28年新条例の規定中28年新条例第20条第8号に規定する特定配当等に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき同号に規定する特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき28年旧条例第20条第8号に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

3 28年新条例の規定中28年新条例第20条第10号に規定する特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に行われる地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第16号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、同日前に行われた28年旧条例第21条第1項の表(7)に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

4 28年新条例第26条の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

条例名等	鳥取県職員の共済制度に関する条例の廃止について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 県職員の互助会が、自主的・自律的に運営を行う一般財団法人となり、条例により規律する必要がなくなったため廃止する。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県職員の共済制度に関する条例は、廃止する。 (2) 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県職員の共済制度に関する条例を廃止する条例

鳥取県職員の共済制度に関する条例（昭和36年10月9日鳥取県条例第24号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	<p>専決処分の承認について (1) 滞納処分取消等請求事件に係る訴えの提起について (平成25年4月12日専決)</p>
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 滞納処分取消等請求事件に係る訴えの提起について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき平成25年4月12日専決処分をしたので、同条第3項の規定により本会議に報告して承認を求めるものである。</p> <p>2 概要 (1) 相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 訴えの趣旨 平成21年(行ウ)第3号滞納処分取消等請求事件につき、平成25年3月29日言渡しのあった鳥取地方裁判所の判決を不服として控訴するものである。</p> <p>【参考】 1 事案の経緯 H17-H19 相手方は平成17~19年度の県税(個人事業税・自動車税)約22万円を滞納(電話や自宅等へ訪問し、継続的な納税交渉により自主納税を慫慂するが、面談約束や分割納付約束をたびたび反故にされる。) H20. 6. 11 東部総合事務所県税局が鳥取市内金融機関で原告の預金債権(130,073円)を差押え(誠意ある対応が望めないと判断してやむなく差押えを執行) H21. 3. 19 審査請求の裁決(差押処分取消し及び差押範囲の縮減は却下、徴収緩和措置の不作為は棄却) 9. 18 相手方が鳥取地裁に本件訴状を提出(本県の訴状受理は11月30日) H22. 1. 8 第1回口頭弁論。以後20回の口頭弁論(最終:H25. 1. 25) H25. 3. 29 判決言渡し H25. 4. 12 本県が控訴状を提出</p> <p>2 主な争点 預金口座に振り込まれた差押禁止財産は、その属性を承継するのか。 (相手側) 預金残高が僅か73円の預金口座に13万円の児童手当が振り込まれたものであり、差押禁止財産の差押えそのものであり、違法な差押処分である。 (県側) 児童手当の受給権は、関係法令により差押禁止財産とされているが、差押禁止財産が預金口座(当該口座は児童手当を受け入れるための専用のもではない)に振り込まれて差押禁止財産が一般財産に混入した段階で、差押禁止財産としての属性は承継しない。(H10. 2. 10最高裁判例に基づく考え方)</p> <p>3 判決の概要 (1) 被告が原告の滞納に対して行った130,073円の配当処分を取り消し、被告は原告に対し、同額を返還すること。 (2) 慰謝料200,000円(請求額1,000,000円)、弁護士費用50,000円(請求額100,000円)及びそれらに対する平成20年6月11日(差押時点)から支払時まで年5分の割合による金員を支払え。 (3) 訴訟費用は、原告3、被告7の割合で負担する。</p> <p>4 控訴理由 ○ 原判決は、本件預金債権が差押禁止財産に該当すると解すべき事情は見出しがたいとしながら、本件差押処分及び後続する配当処分を違法と判断しており、最高裁判例(平成10年2月10日)を踏襲したものとなっていない。 ○ 本県はもとより全国の自治体の税務行政や金融機関等の民間取引においても、上記判例に基づき業務を遂行しているが、原判決に拠ると業務における法的な安定性を欠き、多大な影響が生じかねないところである。よって、最高裁判例との関係性など法律的な観点について上級審の判断を仰ぐこととする。 ○ また、原判決の根拠を構成する種々の事実認定についても審理を尽くし、改めて判断を仰ぐこととする。</p>

平成24年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

総務部

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源		
					既収入 特定財源	未収入特定財源					地方債	
						国庫支出金	分担金及び 負担金	その他	地方債			
2 総務費	1 総務管理費	鳥取県地域の元気・ 公共投資臨時基金費	5,800,000,000	5,800,000,000								
		県庁舎改修事業費	266,449,000	266,449,000							208,211,000	
		県有施設地震対策事業費	14,476,000	14,476,000							14,476,000	
		県有施設営繕事業費	273,875,000	273,875,000							7,897,000	
		中部総合事務所2号館 屋上防水改修工事費	12,015,000	12,015,000							12,015,000	
		西部総合事務所福祉の まちづくり条例適合工事費	86,727,000	86,727,000				86,727,000				
		西部総合事務所 重油タンク撤去工事費	5,994,000	5,994,000							5,994,000	
		西部総合事務所非常用 照明蓄電池取替工事費	6,076,000	6,076,000							6,076,000	
		計		6,465,612,000	6,199,634,000	0	5,944,965,000	0	0	0	0	254,669,000

<p>区分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (1) 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について(鳥取県基金条例の一部改正について) (平成25年3月23日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が施行され、障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、平成25年3月23日に専決処分をしたので、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 鳥取県基金条例について、引用する障害者自立支援法の名称を改める。</p> <p>3 施行期日 平成25年4月1日とする。</p>

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（抜粋）

（鳥取県基金条例の一部改正）

第1条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
16 鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金	障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく制度の円滑な運営及び福祉・介護人材の確保を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	県又は市町村が行う次の事業のために必要な経費の財源に充てる時。 (1) 障害者総合支援法による障害福祉サービスを提供する事業者に対する運営の安定化等を図る措置のための事業 (2) 障害者総合支援法による新しい事業体系への移行等のための円滑な実施を図る措置のための事業 (3) 略 (4) その他障害者総合支援法及び福祉・介護人材の確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業	16 鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金	障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく制度の円滑な運営及び福祉・介護人材の確保を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	県又は市町村が行う次の事業のために必要な経費の財源に充てる時。 (1) 障害者自立支援法による障害福祉サービスを提供する事業者に対する運営の安定化等を図る措置のための事業 (2) 障害者自立支援法による新しい事業体系への移行等のための円滑な実施を図る措置のための事業 (3) 略 (4) その他障害者自立支援法及び福祉・介護人材の確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業
略					略				

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

区分
議会の委任による専決処分の報告について
(1) 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について
(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について)
(平成25年3月23日専決)

提出理由
1 提出理由
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が施行され、障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成25年3月23日に専決処分をしたので、これを本議会に報告するものである。
2 概要
介護補償について定めた規定中、引用する障害者自立支援法の法律名及び条項を改める。
3 施行期日
平成25年4月1日から施行する。ただし、第9条の2第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

及
(参考)
障害者自立支援法（平成17年法律第123号）（抜粋）

	改正後	改正前
概	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者自立支援法
要	第5条 1～9 略	第5条 1～9 略
	10～26 略	10 この法律において「共同生活介護」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護その他厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 11～27 略

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（抜粋）

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（介護補償）</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</u></p> <p>（3） 略</p>	<p>（介護補償）</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</u></p> <p>（3） 略</p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第9条の2第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について (10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成25年5月21日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、平成25年5月21日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 倉吉市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を2割とし、県は、損害賠償金32,550円を支払うものとする こと。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生日 平成25年3月27日 午後4時30分頃</p> <p>イ 事故発生場所 倉吉市福吉町地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県中部総合事務所所属の職員が、現地取材のため軽乗用自動車を運転中、路外駐車場から右折進入してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p>

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	総務部総務課	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市田島721番地 株式会社エコービジネス	62,830	平成25年2月1日 ～平成26年1月30日	鳥取県総務部総 務課
2	東京本部	物品 保守	複合機	1台	東京都港区六本木三丁目1番1号 富士ゼロックス株式会社 公共第二営業部	月当たり賃借料 11,500円 及び使用1枚当たり 黒 1.40円	平成25年4月1日 ～平成27年5月31日	鳥取県東京本部
3	東京本部	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	105,840	平成25年5月1日 ～平成28年4月30日	鳥取県東京ビジ ネスオフィス
4	名古屋代表部	物品 保守	複合機	1台	愛知県名古屋市中区錦一丁目10番20号 富士ゼロックス愛知株式会社 営業本部	月当たり賃借料 1,050円 及び使用1枚当たり 黒 2.30円 カラー 16.00円	平成25年5月1日 ～平成27年4月30日	鳥取県名古屋代 表部
5	総務部行財政 改革局業務効 率推進課	物品	ノートパソコン	6台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	238,140	平成25年2月1日 ～平成26年1月31日	鳥取県総務部行 財政改革局業務 効率推進課 他1所属
6	総務部行財政 改革局財源確 保推進課	物品 保守	ノートパソコン	2台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	136,079	平成25年1月31日 ～平成26年1月30日	鳥取県総務部行 財政改革局財源 確保推進課
7	総務部行財政 改革局福利厚 生課	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	34,019	平成25年1月31日 ～平成25年7月30日	鳥取県総務部行 財政改革局福利 厚生課
8	中部県税事務 所	物品 保守	ノートパソコン	2台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	186,480	平成25年1月31日 ～平成26年1月30日	鳥取県総務部中 部県税事務所
9	中部総合事務 所	物品	ノートパソコン	1台	広島県広島市中区八丁堀3番33号 リコーリース株式会社 中国支社	3,301	平成25年5月1日 ～平成26年4月30日	鳥取県中部総合 事務所地域振興 局
10	西部総合事務 所日野振興セ ンター	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	140,049	平成25年3月22日 ～平成26年2月28日	鳥取県西部総合 事務所日野振興 センター日野振 興局